

# 伊根町商工観光業振興対策 事業補助金のご案内



the most beautiful  
villages in japan

伊根町  
京都府

## ◆伊根町商工観光業振興対策事業補助金の制度について◆

### 1 趣旨

伊根町商工観光業振興対策事業補助金（以下、「補助金」という。）は、商工観光業の振興を図るために商工観光業者が主体的、積極的に行う事業活動を支援し、産業の活性化を図り、ひいては地域経済の発展に寄与することを目的としています。

また、民間投資を後押しし、町内に新たなビジネスや雇用を創出することを目指しています。また、経済の活性化につなげるため、地域の企業がさらに努力することや起業しやすい環境を整備し、信用力が十分でない・創業間もない事業者へ支援することにより、地域経済の活性化を期待しています。町内の商工観光業者に活用しやすい制度となるよう、当補助金要綱を一部改正しました。

### 2 対象団体

(1) 対象となるのは、町内に住所及び事業所を有する事業主又はこれらで組織する団体です。法人格の有無は問いません。

(2) ただし、次のような団体は対象とはなりません。

- 農林漁業者、農林漁業団体
- 伊根町開業支援金の交付を受けている者
- 国、京都府等が実施する類似補助制度により助成を受けている者 など

### 3 対象事業

(1) 商工業振興事業

補助対象事業	事業創生型		設備投資型	
	対象者	事業内容	対象者	事業内容
対象者	全員	商工業の経営改善又は振興に資する事業で、新商品の開発、販路開拓、共同店舗化等地域振興に寄与できると認められる事業	小規模事業者	左記除く事業者
事業内容				
補助対象経費	報償費、賃金、委託費、旅費、消耗品、印刷製本費、会議費、通信運搬費、会場等借上料、その他町長が特に必要と認める経費		設備投資費（ただし、土地の取得に係る費用は除く。）	
補助金額	事業に要した経費の内、2分の1以内の額（75万円を上限）又は町長が認めた額		事業に要した経費の内、10分の3以内の額（300万円を上限）又は町長が認めた額	
採択要件	事業費30万円以上のものを対象。		事業費50万円以上のものを対象。	
状況報告	必要なし		必要なし	必要

(2) 観光振興事業

補助対象事業	事業創生型	設備投資型	
対象者	全員	小規模事業者	左記除く事業者
事業内容	観光業の経営改善又は振興に資する事業で、誘客宣伝、販路開拓、事業者間の連携等地域振興に寄与できると認められる事業		
補助対象経費	報償費、賃金、委託費、旅費、消耗品、会場等借上料、その他町長が特に必要と認める経費	設備投資費（ただし、土地の取得に係る費用は除く。）	
補助金額	事業に要した経費の内、2分の1以内の額（75万円を上限）又は町長が認めた額	事業に要した経費の内、10分の3以内の額（300万円を上限）又は町長が認めた額	
採択要件	事業費 30 万円以上のものを対象。	事業費 50 万円以上のものを対象。	
状況報告	必要なし	必要なし	必要

→小規模事業者

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に基づく「小規模事業者」を指します。具体的には以下の従業員の数で定義されます。

業種	常時使用する従業員の数
製造業・その他の業種	20人以下
卸売業	5人以下
小売業	5人以下
サービス業	5人以下

～商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律～

(定義)

第二条 この法律において「小規模事業者」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）第二条に規定する商工業者で、常時使用する従業員の数が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数以下のものをいう。

- 一 製造業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 20人
- 二 商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 5人
- 三 政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの 当該業種ごとに政令で定める数

**4 対象経費の例**

(1) 事業創生型

商談会、展示会等へ出店することで、販路拡大と受注機会の創出に図る経費  
経営改善に向けた取り組み、商品の販売促進に係る経費

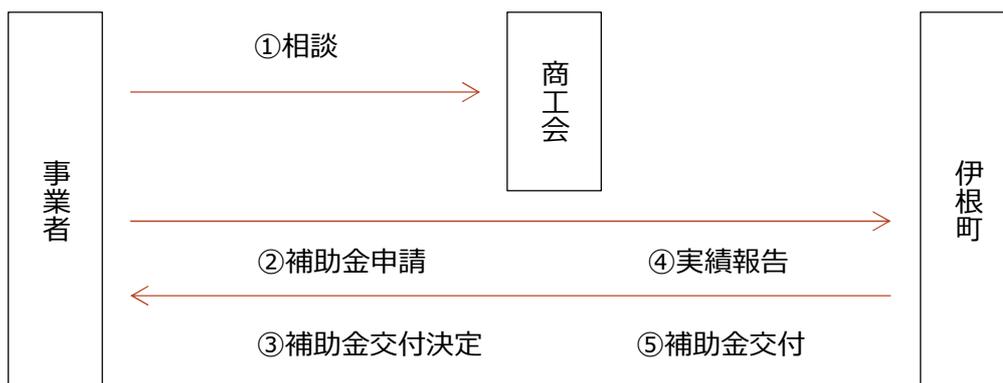
創業・第二創業に係る経費

(2) 設備投資型

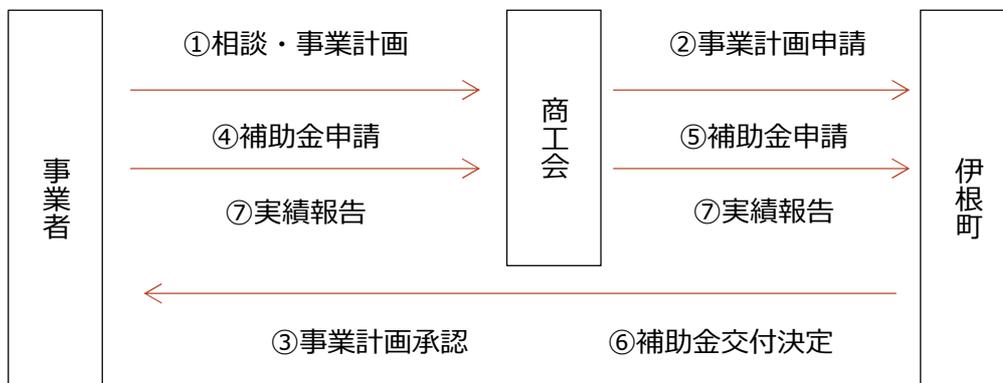
土地造成費、建物建設費、ソフトウェア・権利等の無形資産購入費、機械器具購入費  
生産設備の新設、生産能力の増強、設備の更新、補強、合理化、省エネ、省力化、情報  
化など

**5 申請手続き**

(1) 事業創生型・設備投資型（小規模事業者）の場合



(2) 設備投資型（小規模事業者を除く中小企業者）の場合



事業終了後、3年間、事業計画の進捗状況等について、商工会を經由して伊根町に毎年4月末までに報告します。

**6 補助金の返還、関係書類の保存等**

補助金の財源は、町民の皆さんの税金です。以下のことについてご理解をお願いします。

- (1) 法令、条例、規則等に違反した場合や補助金を目的外に使用した場合には、是正措置を求めたり、交付決定の取り消し、補助金の返還をしていただくこととなります。
- (2) 補助金の交付を受けた団体は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠書類を整理し、いつでも見られるようにしておいてください。なお、書類は事業実施年度の終了後5年間保存が必要となります。
- (3) 補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、報告を求めたり、

職員による現地検査を行うことがあります。

(4) 補助金により取得し、又は効用の増加した50万円以上の備品等の交付金の交付の目的に反して使用したり、譲渡したり、交換したり、貸し付けたり、担保に供したりする場合には、承認の手続きが必要となります。

(5) 補助金により取得した備品等については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間、使用や保存が必要となります。

## 7 QA

Q 小規模事業者を除く中小企業者が空調設備の更新を行う場合、対象になるか。

A 事業内容に合致するものであれば、対象になる。補助金交付後の状況報告が必要。

Q 小規模事業者が事務所を新設する場合、対象になるか。

A 事業内容に合致するものであれば、建物建設費は対象になる。新規2名の雇用や補助金交付後の状況報告は必要ない。

Q 農林漁業者は補助金対象になるか。

A 当補助金は商工観光業者を対象にしており、農林漁業者は対象にならない。

Q 町内に支店、町外に本店がある場合、補助金対象になるか。

A 補助金対象になる。

Q 事務用・管理用パソコンの更新は補助金対象になるか。

A 事業内容に合致するものであれば、設備投資型で補助金対象になる。事業費50万円以上が対象になるので注意されたい。

Q 販売促進のためのチラシやホームページの改修、備品のレンタルは補助金対象になるか。

A 事業内容に合致するものであれば、事業創生型で補助金対象になる。

Q 市場調査の外部専門機関への委託は補助金対象になるか。

A 事業創生型で補助金対象になる。

Q 車両の購入は補助金対象になるか。

A 補助金の対象にしていない。

Q 設備投資を閑散期の1月から4月までに完成したい。補助金対象になるか。

A 年度(4月~3月)単位での補助金交付を行うため、補助金対象にならない。

Q 販路開拓人材の雇用をしたい。給料は補助金対象になるか。

A 明確な事業に対する給料は対象になるが、経常的に支払う給料は対象にならない。給料は、本給のみが対象となり、福利厚生費、健康保険は対象にならない。

Q 補助金交付はいつでも受けられるか。

A 1事業所あたり1回、補助金交付を行います。他の補助金の活用の検討もお願いします。

Q 開業支援金の交付を受けたが、補助金対象になるか。

A 開業支援金の交付を受けた者は、補助金対象外となります。

Q 過去に当補助金の交付を受けたが、補助金対象になるか。

A 1事業所あたり1回、補助金交付を行うことから、補助金対象外となります。

Q 要綱を改正する前にあった新規雇用2名の取り扱いは。

A 今回、条件から外している。

Q 今回、要綱を改正した趣旨は。

A 当町には、小規模事業者が多いのですが、制度の活用がなく、京都府や他補助金より要件が悪かった。今回、見直しを行い、小規模事業者にも利用しやすく、民間投資を後押しし、町内に新たなビジネスや雇用を創出し経済の活性化につなげるため、地域の企業がさらに努力することや起業しやすい環境を整備するとともに、信用力が十分でない・創業間もない事業者へ支援することにより、地域経済の活性化を期待しているところである。

Q 要綱別表1中、実施主体に「上記1で組織する団体」と取り扱いは。

A 当補助金には開業支援金を受給している方は対象外としていることと、「2 上記1で組織する団体」は、「1 町内に住所及び事業所を有する事業主」の構成員を以て、組織していることから、「2 上記1で組織する団体」の構成員の中に開業支援金を受給している方がいれば対象外とする取扱いとする。同様に、団体の中に当補助金を受給している構成員がいれば対象外とする取扱いとする。

また、団体で補助金を受給した場合、構成員それぞれに補助金受給したことにする取扱いとする。なお、新規事業等を実施するため、法人格を取得し、補助金を受給する場合はこの限りでない。

## 8 お問い合わせ先

伊根町役場企画観光課商工観光係

TEL : 0772-32-0502

FAX : 0772-32-1333

ホームページ : <http://www.town.ine.kyoto.jp>

申請書類をダウンロードできます。

<編集>

初稿 平成29年10月26日

第1稿 平成29年11月24日